

## 14 警察・司法及び消防

### 1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

年次	総数	認知 (単位:件、人)					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の刑法犯	特別法犯
平成18	615	2	32	385	36	131	29
19	541	2	18	391	22	108	18
20	458	－	16	315	41	86	18
21	466	1	23	341	34	65	14
<b>22</b>	<b>396</b>	<b>2</b>	<b>32</b>	<b>288</b>	<b>23</b>	<b>51</b>	<b>22</b>

年次	総数	検挙件数 (単位:件、人)					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の刑法犯	特別法犯
平成18	196	2	20	96	11	38	29
19	161	－	20	113	8	20	18
20	242	－	12	168	24	38	18
21	167	－	23	102	24	18	14
<b>22</b>	<b>194</b>	<b>3</b>	<b>26</b>	<b>122</b>	<b>26</b>	<b>17</b>	<b>22</b>

年次	総数	検挙人員 (単位:件、人)					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の刑法犯	特別法犯
平成18	136	8	21	55	8	24	20
19	112	1	18	67	8	18	17
20	150	－	16	93	22	18	19
21	164	－	30	86	25	23	13
<b>22</b>	<b>154</b>	<b>3</b>	<b>30</b>	<b>82</b>	<b>25</b>	<b>14</b>	<b>26</b>

注) 1. 上郡町を含む。

2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。

3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦。

4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝。

5. 「窃盗犯」とは、窃盗、スリ。

6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、とく職、背任。

7. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)

8. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生地のいかんにかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	44	0	61	3	30	0	59	2	60	4
凶 悪 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗 暴 犯	4	-	17	-	2	-	7	2	6	-
窃 盗	23	-	31	2	14	-	28	-	38	2
そ の 他	17	-	13	1	14	-	24	-	16	2

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・上郡町を含む。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総 数	199	273	309	337	192
飲 酒	-	5	5	-	2
喫 煙	110	171	134	106	51
深夜はいかい	76	92	170	227	135
家 出	-	-	-	1	-
暴 走 行 為	-	2	-	-	-
そ の 他	13	3	-	3	4

注)上郡町を含む。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年次	交通事故件数(件)			死傷者数(人)		
	総数	人身事故	物損事故	総数	死者	負傷者
平成 18	1,586	350	1,236	447	6	441
19	1,595	341	1,254	399	2	397
20	1,543	312	1,231	370	3	367
21	1,572	334	1,238	388	1	387
22	1,565	319	1,246	368	7	361

注)上郡町を含む。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年次	土地・建物		船舶		財件 団 数	商号、未成年者、 後見人および 支配人の登記件数	各種法人 件数(会社 を含む)
	件数	個数	件数	個数			
平成 18	121,812	176,574	-	1	8	21	3,209
19	85,699	145,038	1	1	3	8	2,787
20	34,871	77,356	1	1	5	4	2,302
21	27,421	69,681	3	3	6	3	2,024
22	35,623	77,434	2	2	9	2	2,044

注)・平成17年までは上郡町を含む。

・平成18年より上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職 員 数 (消防吏員)	消 防 車						その他の自動車			その他
		総 数	梯 子 車	消 防 ポ ン プ 車	消 防 タ ン ク 車	救 急 車	救 助 工 作 車	総 数	指 令 車	広 報 車	小 型 動 力 ポ ン プ
平成 18	37	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
19	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
20	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
21	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
22	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	4

市、消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分 団 数	非 常 備 員	自 動 車				小 型 動 力 ポ ン プ
			総 数	小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	団 広 報 車	
平成 18	15	519	18	11	6	1	13
19	15	515	18	11	6	1	13
20	15	514	17	10	6	1	13
21	15	515	17	10	6	1	13
22	15	519	17	9	7	1	12

市、消防署調

8 消防水利の状況(平成22年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓		防 火 水 そ う		指 定 水 利	
	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設
822	727	2	85	2	4	2

市、消防署調

9 火災状況(年間)

区	分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
火災発生件数	総数	25	15	12	14	13
	建物	11	8	4	4	7
	林野	3	1	3	—	—
	車両	2	—	1	4	1
	船舶	—	—	—	—	—
	その他	9	6	4	6	5
焼損棟数	総数	18	10	4	7	7
	全焼	3	3	—	3	—
	半焼	1	1	1	—	1
	部分焼	3	1	—	1	1
	ぼや	11	5	3	3	5
焼損面積	建物(㎡)	428	203	3	285	32
	林野(a)	5	0.1	3	—	5
死傷者	死者	1	1	—	—	—
	傷者	1	1	—	2	—
損害額(千円)	総数	33,345	6,942	17,923	5,308	4,452
	建物	32,760	6,937	169	4,610	4,203
	林野	—	—	—	—	—
	車両	233	—	80	698	249
	船舶	—	—	—	—	—
	その他	352	5	17,674	—	—

市、消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

年次	総数	失			火			放火 (疑いを含む)	原因不明
		たばこ	焼却火	火遊び	コンロ	ストーブ	その他		
平成 19	25	2	2	2	2	2	7	2	6
20	15	3	2	—	—	1	3	5	1
21	12	3	3	—	—	—	4	2	—
22	14	—	4	—	1	—	5	2	2
23	13	2	3	—	—	1	4	2	1

市、消防署調

11 救急車出場状況(年間)

(単位:件)

年次	総数	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害事故	自損	急病	その他
平成 19	1,239	—	—	—	190	16	5	170	6	12	735	105
20	1,106	1	—	—	159	8	5	174	5	11	642	101
21	1,095	—	—	—	134	9	10	156	4	14	659	109
22	1,172	—	—	—	161	17	5	173	5	15	695	101
23	1,287	—	—	—	190	7	1	211	6	16	759	97

市、消防署調